

## 9/1~10 屋外広告物適正化旬間

9月1日から9月10日は「屋外広告物適正化旬間」です。

はり紙、はり札、立看板、広告板、広告塔などの屋外広告物の設置には、街の美観や自然環境を守るため、屋外広告物条例による一定の制限があります。

屋外広告物を設置するときは、事前に役場の担当窓口にご相談し、規制の内容について確認してください。

また、県内で屋外広告業を営むためには、事前に知事の登録を受ける必要があります。(ただし名古屋市、豊橋市、岡崎市、豊田市は別制度となります。)

美しい愛知づくりを進めるため、屋外広告物条例を守ってください。

▼問合せ 産業・都市政策課都市政策係  
☎28・2463

## 9/20~26 動物愛護週間

9月20日(日)から9月26日(土)は動物愛護週間です。動物の愛護と動物の正しい飼い方について、関心と理解を深めていくことを目的としています。

▽動物を飼うときは、習性をよく理解し、終生責任を持って飼ってください。

▽飼い主は、鑑札や迷子札を付けさせるなど所有者明示をしてください。犬の放し飼いはやめてください。犬の散歩の際には、必ずリード(引き綱)をつけてください。

▽感染症予防や交通事故防止のため、猫は室内飼育をお勧めします。飼い主のい

ない猫などには無責任に餌を与えないようにしてください。

▽ふん尿の後始末は、飼い主の責務です。尿は、散歩時に水のペットボトルを携帯し、洗い流すようにこころがけてください。日頃のしつけは、災害時の避難対策につながります。

町では犬のフン害防止対策の取り組みとして、「イエローチョーク作戦」を実施しています。

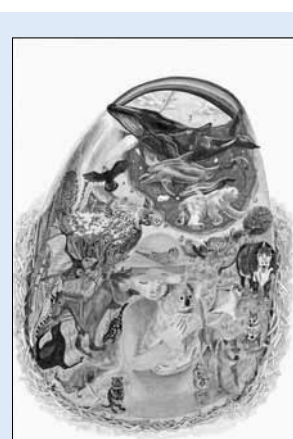
「イエローチョーク作戦」とは、犬のフンにお困りの参加者が、ルールを守り、放置された犬のフンの周りを黄色いチョークで囲み、日時を書くことにより、放置した飼い主に困っている人や迷惑を被っている人がいることを伝える方法です。犬のフンにお困りの方はぜひ参加してください。

▼参加資格 町民及び団体

▼参加方法 役場1階2番窓口住民課受付後、イエローチョークをお渡しします。

▼問合せ 住民課環境保全係 ☎28・0916

## 令和2年度 動物愛護週間ポスターデザイン絵画コンクール 最優秀作品(環境大臣賞)



## Info とよまタウンバスの 運賃支払いは「PayPay」

とよまタウンバスの運賃支払いに「PayPay」がご利用いただけるようになりました。「PayPay」をご利用の方は、ぜひご利用ください。※回数券の購入にはご利用いただけません。

### ▼支払方法

①乗務員が該当区間の運賃QRコード表を出します。

②スマートフォンでQRコード表を読み取っていただき乗務員に画面を見せながら「支払う」をボタンを押してください。

③決済時の画面と「PayPay」機械音声を乗務員が確認いたします。

▼問合せ 産業・都市政策課 産業・観光係 ☎28・0944 あおい交通(株) ☎77・6347

## Info なくそう不法投棄

一般家庭や事業所から出たごみは、決められたルールに従って処理することになっています。

このルールに従わずに道路・公園・河川・空き地等へ、みだりにごみを捨てることは不法投棄となり、犯罪行為です(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十六条)。不法投棄されたごみは、地域の生活環境を悪化させるばかりでなく、火災や事故などを誘発する恐れがあります。

不法投棄を行った場合、5年以下の懲役もしくは1千万円以下の罰金またはこ

の併科に処せられます。

空き地などの私有地については、ごみが投棄されないよう柵やロープを設置したり、雑草の除去や枝払いをして、視界を広げておくなど、こまめに足を運んで状況確認を行い、不法投棄をされにくい環境を整えることが重要です。

▼問合せ 住民課環境保全係 ☎28・0916

## Info ペットの火葬手続き

町では、亡くなったペットの火葬をしています。ペットが亡くなった場合、次のとおり役場へお持ち込みください。

### ▼持ち込み方法

亡くなったペットを段ボールに入れていただき、役場1階2番窓口住民課までお持ち込みください。

▼料金 2960円

▼火葬する業者 (有)動物愛護協会

▼問合せ 住民課環境保全係 ☎28・0916

## Info いみの出し方

ごみを前日から出すと猫やカラス等によりごみ袋を荒らされ、ごみが周りに散乱します。ごみの散乱は、まちの美観を損ね、近所迷惑にもなります。

ごみは、収集日の朝8時30分までに指定ごみ袋で出すようお願いいたします。

▼問合せ 住民課環境保全係 ☎28・0916